

議案第81号

福岡市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、学校教育法の一部改正により福岡県若年者専修学校等技能習得資金貸与制度の対象者の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例

福岡市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例（昭和63年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「若しくは高等学校を卒業し、又は高等学校」を「，義務教育学校，高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの（中等教育学校の前期課程を修了したものを含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。